平成２２年（フ）第５４号
熊本県人吉市中林町1584番地
債務者　大塚　定勝
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第５５号
熊本県球磨郡水上村大字湯山1558番地
債務者　岩野　和徳
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第２４００号
横浜市磯子区森が丘２丁目８番55号　クレールサツキ３号
債務者　磯辺有佳理
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２０号
愛知県安城市桜井町大役田19番地２　ハートヒルズ桜井201
債務者　瀧口恵実里こと　王　　國菁
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６３４号
愛知県高浜市稗田町２丁目３番地28
債務者　竹内美香子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
島根県出雲市美談町170番地　市営美談住宅222
債務者　荒木　富江
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第５２７号
岡山市北区芳賀　県営住宅５―104号
債務者　橋爪　香理（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８０号
岡山市北区青江４丁目３番23号　Ａコートヴィレッジ１―305号
債務者　松本　祐子（旧姓友藤）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４３号
青森市第二問屋町３丁目14番８号
債務者　及川　　司
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４４号
相模原市緑区鳥屋909番地11
債務者　髙木　直樹
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４４５号
相模原市緑区鳥屋909番地11
債務者　梅澤佐智子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２２５号
北海道帯広市西16条南６丁目35番13号
債務者　北風　貞子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２２６号
北海道帯広市柏林台南町６丁目１番地　市営２―243
債務者　荒谷　織衣
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
栃木県大田原市薄葉1998番地155、前住所栃木県那須塩原市鹿野崎152番地６
債務者　齋藤　　浩
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第２６６号
長崎県佐世保市母ケ浦町28、住民票上の住所長崎県長崎市為石町2162番地４
債務者　今田　善孝
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２７８号
長崎県東彼杵郡川棚町白石郷1387番地４、旧住所大分県大分市大字奥田743番地の１ラ・セーヌ南大分301
債務者　山村　洋房
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係